

忌部神戶。郡家正西廿一里二百六十步。国造、神吉調望、参向朝廷時、御祈之忌玉作。故、云忌部。即、川辺出湯。出湯所在、兼海陸。仍、男女老少、或道路駱駝、或海中沿洲、日集成市、續紛燕樂。一濯則形容端正、再泳則万病悉除。自古至今、無不得驗。故、俗人、曰神湯也。

【読下し】

忌部神戶。郡家の正西二十一里二百六十歩なり。国造、神の吉き調望みて、朝廷に参向ふ時、御祈の忌玉作なり。故、忌部と云ふ。即ち、川の辺に湯を出す。

出湯のある所は、海陸を兼ねたり。仍て、男も女も、老いたるも少きも、あるは道路を駱駝ひ、あるは海中を洲に沿ひ、日に集ひて市を成し、續紛ひて燕樂す。一たび濯げば形容端正しく、再び泳れば万病悉に除くる。古より今に至るまで、験を得ずといふことなし。故、俗人、神湯と曰ふなり。

376 延喜式 卷三 神祇三十四富岐玉条

出雲国が毎年進上する御富岐玉

凡出雲国所進御富岐玉六十連、三時大庭祭料卅六連。臨時廿四連。毎年十月以前令意宇郡神戶玉作氏造備、差使進上。

【読下し】

凡そ出雲国、進るところの御富岐玉六十連、三時の大庭祭の料に三十六連、臨時に二十四連。は、毎年十月以前に意宇郡の神戶の玉作氏をして造り備へしめ、使を差して進上せよ。

宮を仕へまつりて坐せたり。しかして、出雲の国造が祖、名は岐比佐都美、青葉の山を飾りて、その河下に立てて、大御食献らむとする時に、その御子の詔言らししく、「この、河下に青葉の山のごときは、山と見えて山にあらず。もし、出雲の石碯の曾の宮に坐す、葦原の色許男の大神をもちいつく祝が大庭か」と問ひたまひき。しかして、御伴に遣はさえし王等、聞き歡び見喜びて、御子は檳榔の長穗の宮に坐せて、駅使を貢上りき。しかして、その御子、一宿肥長比売と婚したまひき。かれ、その美人をひそかに伺ひたまへば、蛇ぞ。すなはち、見畏みて遁逃げましき。しかして、その肥長比売患へて、海原を光らし、船より追ひ来。かれ、ますます見畏みて、山のたわより御船を引き越して逃げ上り行しき。ここに、覆奏言ししく、「大神を拝みたまひしによりて、大御子物詔らしき。かれ、参上り来ぬ」。かれ、天皇歡喜びたまひて、すなはち菟上の王を返して、神の宮を造はしめたまひき。ここに、天皇その御子によりて、鳥取部・鳥甘部・品運部・大湯坐・若湯坐を定めたまひき。

413 延喜式 卷三十八 掃部寮79供御料功程条

出雲国が進上する供御料

供御料

(略)

出雲席一枚。

414 延喜式 卷三十九 内膳司16五月五日条

出雲国が五月五日節に進上する鰻

五月五日節

(略)

出雲鰻・隱岐鰻各二斤五両。

415 延喜式 卷四十三 春宮坊38紫端帖条

出雲国が進上する蓆

出雲席卅枚。四枚各広五尺。卅六枚各広四尺。

(略)

右年料坊官請受供之。

【読下し】

(略)

右、年料、坊官の請受、これを供せ。

延喜十四年(九一四)

○八月八日 太政官が定めた雑事五箇条中の諸国地子交易物の価数を定めた条に、出雲国の鍬がみえる。

368 政事要略 卷五十三 雑田事

一、応定諸国地子交易絹綿調布商布鉄鍬等価数事

(略)

伯耆国 鉄六百六廷 直三千六百卅六束 延別六束

出雲国 鍬千二百口 直六千束 口別五束

石見国 綿二百五十四斤 直二千卅二束 斤別八束

【読下し】

一、まさに諸国地子交易絹綿調布商布鉄鍬等価数を定むべき事

(略)

伯耆国 鉄六百六廷 直三千六百三十六束 延別六束

出雲国 鍬千二百口 直六千束 口別五束

石見国 綿二百五十四斤 直二千三十二束 斤別八束

(367号の太政官符中の第五条。『別聚符宣抄』にも同史料がある。)

故、率遊其御子之狀者、在於尾張之相津、二俣楯作二俣小舟而、持上來以、浮倭之市師池・輕池、率遊其御子。然是御子、八拳鬚至于心前、真事登波受。此三字故、今聞高往鵠之音、始為阿藝登比。自阿下四爾、遣山辺之大鵠、人名。令取其鳥。故、是人追尋其鵠、自木国到針間国、亦追越稻羽国、即到旦波国・多遲麻国、追廻東方、到近淡海国、乃越三野国、自尾張国伝以追科野国、遂追到高志国而、於和那美之水門張網、取其鳥而、持上獻。故、号其水門謂和那美之水門也。亦見其鳥者、於思物言而、如思爾勿言事。於是、天皇患賜而、御寢之時、覺于御夢曰、修理我宮如天皇之御舍者、御子必真事登波牟。自登下三、字以音。如此覺時、布斗摩邇々占相而、求何神之心、爾崇、出雲大神之御心。故、其御子令拜其大神宮將遣之時、令副誰

【読下し】

かれ、その御子を率て遊びし状は、尾張の相津なる二俣楯を、二俣小舟に作りて、持ち上りきて倭の市師の池・輕の池に浮べて、その御子を率て遊びき。しかるに、この御子、八拳鬚、心前に至るまでに、真事とはず。かれ、今高往く鵠の音を聞きて、始めてあぎとひたまひき。しかして、山の大鵠こは人の名ぞを遣して、その鳥を取らしめたまひき。かれ、この人、その鵠を追ひ尋ねて、木の国より針間の国に到り、また追ひて稻羽の国に越え、すなはち旦波の国・多遲麻の国に到り、東の方に追ひ廻りて、近つ淡海の国に到り、すなはち三野の国に越え、尾張の国より伝ひて科野の国に追ひ、つひに高志の国に追ひ到りて、和那美の水門に網を張り、その鳥を取りて、持ち上りて献りき。かれ、その水門を号けて、和那美の水門といふ。また、その鳥を見たまはば物言はむと思ほすに、思ほすがごとく言ひたまふ事なかりき。ここに、天皇患へたまひて、御寢ませる時に、御夢に覺して曰らししく、「わが宮を天皇の御舍のごと修理ひたまは

人者吉。爾、曙立王食卜。故、科曙立王、令宇氣比白宇氣比三字以音。因拜此大神、誠有驗者、住是鷲巢池之樹鷲乎、宇氣比落、如此詔之時、其鷲墮地死。又詔之、宇氣比活、爾者、更活。又在甜白禱之前葉広熊白禱、令宇氣比枯、亦令宇氣比生。爾、名賜其曙立王、謂倭者師木登美豊朝倉曙立王。登美二字以音。即曙立王・菟上王二王、副其御子遣時、自那良戸遇跛・盲。自大坂戸亦遇跛・盲。唯木戸是掖月之吉戸卜而、出行之時、每到坐地、定品遲部也。故、到於出雲、拜訖大神、還上之時、肥河之中、作黒巢橋、仕奉飯宮而坐。爾、出雲国造之祖、名岐比佐都美、飾青葉山而、立其河下、將獻大御食之時、其御子詔言、是於河下、如青葉山者、見山非山。若坐出雲之石碕之曾宮、葦原色許男大神以伊都玖之祝大庭乎。問賜也。爾、所遣御伴王等、聞歛見喜而、御子者、坐檣榔之長穗宮而、貢上馱使。爾、其御子、一宿婚肥長比壳。故、窃伺其美人者蛇也。即、見畏遁逃。爾、其肥長比壳患、光海原自船追來。故、益見畏以自山多和。此二字以音。引越御船、逃上行也。於是、覆奏言、因拜大神、大御子物詔。故、參上來。故、天皇歡喜、即返菟上王、令造神宮。於是、天皇因其御子、定鳥取部・鳥甘部・品遲部・大湯坐・若湯坐。

ば、御子必ず真事とはむ」と。かく覺したまふ時に、ふとまにに占相ひて、いづれの神の心ぞと求めしに、その崇は、出雲の大神の御心にありき。かれ、その御子をしてその大神の宮を拜ましめに遣さむとせし時に、誰人を副へしめば吉けむとうらなひき。しかして、曙立の王、トに食ひき。かれ、曙立の王に科せて、うけひ白さしめたまひしく、「この大神を拜むによりて、まことに験あらば、この鷲巢の池の樹に住む鷲や、うけひ落ちよ」と。かく詔らしし時に、その鷲地に墮ちて死にき。また詔らししく、「うけひ活け」と、しかすれば、さらに活きぬ。また、甜白禱の前なる葉広熊白禱を、うけひ枯し、またうけひ生けき。しかして、名をその曙立の王に賜ひて、倭は師木の登美の豊朝倉の曙立の王といひき。すなはち、曙立の王・菟上の王の二はしらの王をその御子に副へて遣はしし時に、那良戸よりは跛・盲遇はむ、大坂戸よりも跛・盲遇はむ、ただ木戸のみこれ掖月の吉き戸ぞと卜ひて、出で行く時に、到ります地ごとに、品遲部を定めたまひき。かれ、出雲に到りて、大神を拜み訖へて還り上ります時に、肥の河の中に黒き巢橋を作り、飯

賀夜奈流美命能御魂乎飛鳥乃神奈備爾坐天、皇孫命能近守神登貢置天、八百丹杵築宮爾靜坐支。是爾親神魯伎神魯美乃命宣久、汝天穗比命波、天皇命能手長大御世乎堅石爾常石爾伊波比奉、伊賀志乃御世爾佐伎波閉奉登、仰賜志次乃隨爾、供齋若後齋時者。加後字、仕奉氏、朝日乃豐榮登爾、神乃礼自利臣能礼自登、御持乃神宝獻良久登奏。

第一段

白玉能大御白髮坐、赤玉能御阿加良毘坐、青玉能水江玉乃行相爾、明御神登大八島国所知食天皇命能手長大御世乎、御横刀広爾誅堅米、白御馬能前足爪後足爪踏立事波、大宮能内外御門柱乎、上津石根爾踏堅米、下津石根爾踏凝立、振立流耳能弥高爾、天下乎所知食左奉事志太米、白鵠乃生御調能玩物登、倭文能大御心毛多親爾、彼方古川席此方能古川席爾生立若水沼間能弥若觀爾御若觀坐、須々伎振遠止美乃水乃弥乎知爾御表知坐、麻蘇比乃大御鏡乃面乎意志波留志天見行事能已登久、明御神能大八島国乎、天地日月等共爾、安久平久知行奉事能志太米止、御持神宝乎擎持氏。神礼自利臣礼自登、恐弥恐弥毛。天津次能神賀吉詞白賜久登奏。

【読下し】

盆なす光く神あり。石根・木の立ち・青水沫も事問ひて、荒ぶる国あり。然れども鎮め平けて、皇御孫の命に安国と平らけく知ろし坐さしめむと申して、己れ命の児天夷鳥命に布都怒志命を副へて天降し遣して、荒ぶる神たちを撥ひ平け、国作らしし大神をも媚び鎮めて、大八島国の現事・顯事、事避らしめき。すなわち大穴持命の申し給はく、皇御孫の命の静まり坐さむ大倭の国と申して、己れ命の和魂を八咫の鏡に取り託けて、倭の大物主櫛應玉命と名を称へて、大御和の神奈備に坐せ、己れ命の御子阿遲須伎高孫根の命の御魂を、葛木の鴨の神奈備に坐せ、事代主命の御魂を宇奈提に坐せ、賀夜奈流美命の御魂を飛鳥の神奈備に坐せて、皇孫の命の近き守り神と貢り置きて、八百丹杵築宮に静まり坐しき。ここに親神魯伎・神魯美の命の宣はく、汝天穗比命は、天皇命の手長の大御世を、堅石に常石にいひ奉り、いかしの御世にさきはへ奉れと、仰せ賜ひし次の隨に、供齋、もし後の齋ひの時には、後の字を加へよ。仕へ奉りて、朝日の豐榮登りに、神の礼自・臣の礼自と、御持の神宝獻らくと奏す。

第三段

出雲の国造の神賀詞出雲国造は、穗日命の後なり。

八十日日はあれども、今日の生日の足日に、出雲の国の国造姓名、恐み恐みも申し賜はく、掛けまくも恐き明つ御神と大八島国知ろし食す天皇命の、手長の大御世と齋ふともし後の齋ひの時には後の字を加へよ。して、出雲の国の青垣山の内に、下つ石根に宮柱太敷き立て、高天の原に千木高知り坐す伊射那伎の日真名子、かぶろき熊野の大神櫛御氣野命、国作り坐しし大穴持命、二柱の神を始めて、百八十六社に坐す皇神たちを、某甲が弱肩に太櫛掛けて、いつ幣の緒結び、天のみかひ冠りて、いつの真屋に簍草を、いつの席と刈り敷きて、いつへ黒益し、天の颯わに齋みこもりて、しず宮に忌み静め仕へ奉りて、朝日の豐榮登りに、いはひの返り事の神賀の吉詞、奏し賜はくと奏す。

高天の神王、高御魂命の、皇御孫の命に天の下大八島国を事避り奉りし時、出雲の臣らが遠つ祖天穗比命を、国体見に遣しし時に、天の八重雲を押し別けて、天翔り国翔りて、天の下を見廻りて、返り事申し給はく、豊葦原の水穂の国は、昼は五月蠅なす水沸き、夜は火

白玉の大御白髮坐し、赤玉の御あからび坐し、青玉の水江玉の行き相いに、明つ御神と大八島国知ろし食す天皇命の手長の大御世を、御横刀広らに誅堅め、白御馬の前足の爪・後足の爪踏み立つる事は、大宮の内外の御門の柱を、上つ石根に踏み堅め、下つ石根に踏み凝し立ち、振り立つる耳の弥高に、天の下を知ろし食さむ事の志のため、白鵠の生御調の遊び物と、倭文の大御心もたしに、彼方の古川の席・此方の古川の席に生ひ立てる若水沼間の、弥若えに御若え坐し、すずき振るおどみの水の弥おちに御おち坐し、まそひの大御鏡の面を、おしはるして見そなはす事のごとく、明つ御神の大八島国を、天地日月とともに、安らけく平らけく知ろしめさむ事の志のためと、御持の神宝を擎け持ちて、神の礼自・臣の礼自と、恐み恐みも、天つ次の神賀の吉詞白し賜はくと奏す。

80—28 意宇郡 山野

長江山。郡家東南五十里。有水

暑垣山。郡家正東八十步。有

高野山。郡家正東一十九里。

熊野山。郡家正南一十八里。有櫓・櫓也。所謂熊野大神之社坐。

久多美山。郡家西南廿三里。有櫓。

玉作山。郡家西南卅二里。有櫓。

神名樋野。郡家西北一百廿九步。高八十丈、周六里卅二步。東有松。三方並有茅。

凡諸山野所在草木、麦門冬・独活・石斛・前胡・高粱・連翹・黄精・百部根・貫衆・白朮・署預・苦参・細辛・商陸・高本・玄参・五味子・黄芩・葛根・牡丹・藍漆・薇・藤・李・檜字或作櫓・杉字或作櫓・赤桐・白桐・楠・椎・海榴字或作櫓・楊梅・松・栢字或作櫓・藥・楓。禽獸則、有雕・晨風字或作櫓・山鷄・鳩・鴉・鵲字或作櫓・鸚鵡字或作櫓・鸚鵡字或作櫓・熊・狼・猪・鹿・兔・狐・飛鼯字或作櫓・獼猴之族。至繁、全不可題之。

【読下し】

374 延喜式 卷三 神祇三36神寿詞条

出雲国造の神賀詞奏上

国造奏神寿詞

玉六十八枚。赤水精八枚。白水精十枚。金銀装横刀一口。長二尺六寸五分。六枚。青石玉卅四枚。金銀装横刀一口。長二尺六寸五分。鏡一面。徑七寸。倭文二端。長各一丈四尺。並置案。白眼鶴毛馬一疋。白鶴二翼。軒。御贊五十昇。昇別盛。

右国造賜負幸物、還国潔斎一年。斎内不決重刑。若訖即国司率国造諸祝部并子弟等入朝、即於京外便処、修飾

献物、神祇官長、自監視、預卜吉日。申官奏聞、宣示所司。又後斎一年更入朝、奏神寿詞如初儀。事見儀式。

【読下し】

国造神寿詞を奏す

玉六十八枚。赤水精八枚。白水精十六枚。青石玉四十四枚。金銀装の横刀一口。長さ二尺六寸五分。鏡一面。径七寸七分。倭文二端。長さ各一丈四尺。広さ二尺二寸。みな案に置く。白眼の鶴毛の馬一疋。白き鶴二翼。軒に垂す、御贊五十昇。昇別に十籠を盛る。

右、国造負幸物を賜はり、国に還りて潔斎すること一年。斎の内に重刑を決せず。もし校班田に当らばまた停めよ。訖らば即ち国司、国造・諸の祝部ならびに子弟らを率ゐて入朝し、即ち京外の便処において、献物を修め飾れ。神祇官の長、自ら監視して、預め吉日を卜へ。官に申して奏聞し、所司に宣り示せ。また後斎一年にして更に入朝し、神寿詞を奏すこと初めの儀の如くせよ。事は儀式に見ゆ。

長江山。郡家の東南五十里なり。水精あり。

暑垣山。郡家の正東八十歩なり。燐あり。

高野山。郡家の正東一十九里なり。

熊野山。郡家の正南一十八里なり。櫓・櫓あり。謂はゆる熊野大神の社坐。

久多美山。郡家の西南二十三里なり。櫓あり。

玉作山。郡家の西南三十二里なり。櫓あり。

神名樋野。郡家の西北一百二十九歩なり。高さ八十丈、周り六里三十二歩あり。東に松あり。三方は並びに茅あり。

凡そ、諸の山野にある所の草木は、麦門冬・独活・石斛・前胡・高粱・連翹・黄精・百部根・貫衆・白朮・署預・苦参・細辛・商陸・高本・玄参・五味子・黄芩・葛根・牡丹・藍漆・薇・藤・李・檜字或作櫓・杉字或作櫓・赤桐・白桐・楠・椎・海榴字或作櫓・楊梅・松・栢字或作櫓・藥・楓。禽獸には則ち、雕・晨風字或作櫓・山鷄・鳩・鴉・鵲字或作櫓・鸚鵡字或作櫓・鸚鵡字或作櫓・熊・狼・猪・鹿・兔・狐・飛鼯字或作櫓・獼猴の族あり。至りて繁にして、全くは題すべからず。

378 延喜式 卷八 神祇八29出雲国造神賀詞条

出雲国造の神賀詞

出雲国造 神賀詞出雲国造者、神日命之後也。

八十日日波在止毛、今日能生日能足日爾、出雲国国造姓名恐美恐美毛申賜久、挂麻久毛恐岐明御神止大八島国所知食須天皇命乃、手長能大御世止斎止若後斎時者加後字。為氏、出雲国乃青垣山内爾、下津石根爾宮柱太敷立氏、高天原爾千木高知坐須伊射那伎乃日真名子、加夫呂伎熊野大神、櫛御氣野命、国作坐志大穴持命、二柱神乎始天、百八十六社坐皇神等乎、某甲我弱肩爾太櫛取挂天、伊都幣能緒結、天乃美賀秘冠利天、伊豆能真屋爾鹿草乎、伊豆能席登劫敷支天、伊都閉黒益之、天能應和爾斎許母利氏、志都宮爾忌靜米仕奉氏、朝日能豊榮登爾。伊波比乃返事能神賀吉詞奏賜波入登奏。

高天能神王高御魂命能、皇御孫命爾天下大八島国乎事避奉之時、出雲臣等我遠神天穗比命乎国体見爾、遣時爾、天能八重雲乎押別氏、天翔国翔氏、天下乎見廻氏、返事申給久、豊葦原乃水穗国波、昼波如五月蠅水沸支、夜波如火盆光神在利。石根・木立・青水沫毛事問天、荒国在利。然毛鎮平天、皇御孫命爾安国止乎久所知坐之米牟止申氏、己命児天夷鳥命爾布都怒志命乎副天天降遣天、荒布留神等乎撥平氣、国作之大神乎毛媚鎮天、大八島国現事・頭事令事避支。乃大穴持命乃申給久、皇御孫命乃靜坐牟大倭国申天、己命和魂乎八咫鏡爾取託天、倭大物主櫛爾玉命登名乎称天、大御和乃神奈備爾坐、己命乃御子阿遲須伎高孫根乃命乃御魂乎、葛木乃鴨能神奈備爾坐、事代主命能御魂乎宇奈提爾坐、

長徳三年（九九七）

○八月二十八日 七月三十日の相撲召合において、出雲国相撲人出雲盛利が期日までに参上しなかつたため投獄される。

463 権記 八月二十八日条

右大将令奏云、出雲国相撲近衛出雲盛利偏成遁避、期日以前不参。仍仰国司令召進也。違期参上之輩、計其日可令候獄所之由、已有宣旨。可被召仰使官使。依請。

【読下し】

右大将（藤原道綱）奏せしめて云く、出雲国相撲近衛出雲盛利偏に遁避を成し、期日以前に参らず。仍て国司に仰せて召し進めしむるなり。違期参上の輩、その日を計り獄所に候せしむべきの由、已に宣旨あり。檢非違使を召仰せらるべし、と。請に依れ。

○九月五日 獄所の出雲国相撲人出雲盛利、病のため暇を給わる。

464 権記 九月五日条

右大将奏云、去月廿八日令奏事由、令候獄所出雲国相撲盛利、日者有所煩云々。違期参上尤可懲誠。但受病於獄中、已及死門者、暫免給身仮、令加療治者。今日御物忌。已以陣外。仍令左衛門尉藏人則光伝奏。仰云、依請。即仰大将、又仰則光了。

神龜三年（七二六）

○二月二日 出雲国造出雲臣広島が斎戒を終えて剣などを献上し、祝とともに位を授かり禄を賜る。

74 続日本紀 二月辛亥条

出雲国造從六位上出雲臣広島斎事畢、献神社劍・鏡并白馬・鶴等。広島并祝二人並進位二階、賜広島絶甘疋・綿五十屯・布六十端、自余祝部一百九十四人禄各有差。

【読下し】

出雲国造從六位上出雲臣広島斎事を畢へ、神社の劍・鏡并せて白馬・鶴等を献ず。広島并せて祝二人並びに位二階を進め、広島に絶二十疋・綿五十屯・布六十端、自余の祝部一百九十四人に禄を賜ふこと各差あり。

治へり」とのたまふ。則ちその土物を、始めて日葉酢媛命の墓に立つ。仍てこの土物を号けて埴輪と謂ふ。または立物と名く。仍て令を下して曰はく、「今より以後、陵墓に必ずこの土物を樹て、人をな傷りそ」とのたまふ。天皇、厚く野見宿禰の功を賞めたまひて、また鍛地を賜ふ。即ち土部の職に任けたまふ。因て本姓を改めて、土部臣と謂ふ。これ、土部連等、天皇の喪葬を主る縁なり。所謂る野見宿禰は、これ土部連等が始祖なり。

9 『藤原宮木簡一』一五七（考古資料）松江市域外出土木簡9）

出雲評支豆支里大贅煮魚 須々支

10 『評制下荷札木簡集成』一六七（考古資料）松江市域外出土木簡11）

評阿尼里知奴大贅

【読下し】

右大将（藤原道綱）奏して云く、去月二十八日事由を奏せしめ、獄所に候せしむ出雲国相撲盛利、日者煩ふ所ありと云々。違期参上は尤も懲誠すべし。但し病を獄中に受け、已に死門に及ぶ者、暫く免じ身に仮を給ひ、療治を加へしむ、てへり。今日御物忌なり。已に陣外に以てす。仍て左衛門尉藏人（橋）則光をして伝奏せしむ。仰せて云く、請に依れ、と。即ち大将に仰せ、また則光に仰せ了ぬ。

神龜元年（七二四）

○正月二十七日 出雲国造出雲臣広島が神賀詞を奏上する。

71 続日本紀 正月戊子条

出雲国造外從七位下出雲臣広島奏神賀辞。

○正月二十八日 出雲臣広島及び祝・神部などに位を授け禄を賜う。

72 続日本紀 正月己丑条

広島及祝・神部等、授位賜禄各有差。

【読下し】

広島及び祝・神部等に、位を授け禄を賜ふこと各差あり。

史料

(いづれも『松江市史 史料編3 古代・中世』より)

394 延喜式 卷二十四 主計上48出雲国条

出雲国の調・庸・中男作物

出雲国行程上十五日。下八日。

調。白絹十疋。緋帛廿疋。縹帛十疋。縹帛八十疋。橡

帛十二疋三丈。帛一百疋。緋絲十五絢。縹絲。綠絲。橡絲各五絢。白絲五絢。烏賊廿斤。鰾廿四斤。自余輪絹。絲。

庸。白木韓櫃十二合。自余輪綿。

中男作物。紙。海石榴油。荏油。胡麻油。薄鰾。雜。腊。紫菜。海藻。

67 日本書紀 垂仁三十二年七月己卯条

卅二年秋七月甲戌朔己卯、皇后日葉酢媛命一云、日葉薨。酢媛命也。

臨葬有日焉。天皇詔群卿曰、從死之道、前知不可。今此

行之葬、奈之為何。於是、野見宿禰進曰、夫君王陵墓、

埋立生人、是不良也。豈得伝後葉乎。願今將議便事而奏

之。則遣使者、喚上出雲国之土部壹百人、自領土部等、

取埴以造作人・馬及種々物形、獻于天皇曰、自今以後、

以是土物更易生人、樹於陵墓、為後葉之法則。天皇、於

是、大喜之、詔野見宿禰曰、汝之便議、寔洽朕心。則其

土物、始立于日葉酢媛命之墓。仍号是土物謂埴輪。亦名

立物也。仍下令曰、自今以後、陵墓必樹是土物、無傷人焉。天皇厚賞野見宿禰之功、亦賜鍛地。即任土部職。因改本姓、謂土部臣。是土部連等、主天皇喪葬之緣也。所謂野見宿禰、是土部連等之始祖也。

【読下し】

三十二年の秋七月の甲戌の朔己卯に、皇后日葉酢媛命一に云く、日葉酢媛命なりといふ。薨りましぬ。臨葬らむとすることあり。天皇、群卿に詔して曰はく、「死に従ふ道、前に可からずといふことを知れり。今この行の葬に、奈之為何む」とのたまふ。ここに、野見宿禰、進みて曰さく、「それ君王の陵墓に、生人を埋み立つるは、これ不良し。豈後葉に伝ふること得む。願はくは今便事を議りて奏さむ」とまうす。則ち使者を遣して、**出雲国の土部壹百人を喚し上げて、**自ら土部等つかを領ひて、埴はにつちを取りて人・馬及び種々の物の形を造りて、天皇に獻りて曰さく、「今より以後、この土物を以て生人に更易へて、陵墓に樹てて、後葉の法則とせむ」とまうす。天皇、ここに、大きに喜びたまひて、野見宿禰に詔して曰はく、「汝が便議、寔に朕が心に